

# 学校法人制度等の概要及び私立学校法の改正等について



文部科学省高等教育局私学部私学行政課

令和元年10月17日（木）



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1. 学校法人に関する主な法律等

2. 私立学校法について

3. 学校法人の機関について

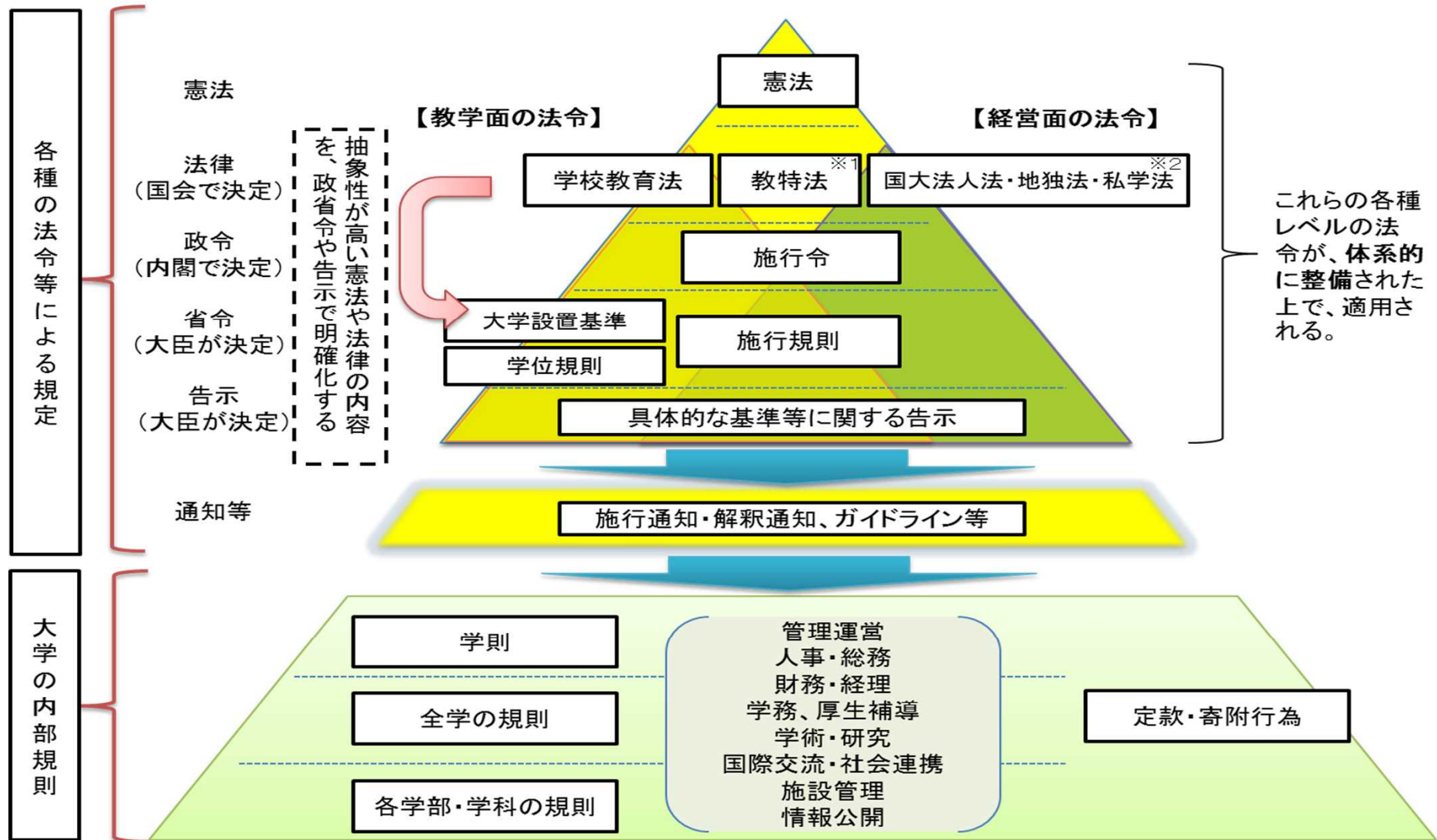
～私立学校法の改正も踏まえながら～

参考1：その他私立学校法で定める内容について

参考2：改正私立学校法Q&A

# 1. 学校法人に関する主な法律等

# 大学ガバナンスに関する教育・経営に係る法令の関係



※1: 教育公務員特例法、※2: 国立大学法人法、地方独立行政法人法、私立学校法

# 学校法人に関する主な法律等について

## 私立学校法

▶ 学校法人の設立、管理運営等

## 私立学校振興助成法

▶ 私立大学の経常的経費の補助等

## 学校法人会計基準

## 寄附行為審査基準

## 教育基本法

▶ 教育の目的及び理念等

## 学校教育法

▶ 学校制度の基本を定めたもの

大学設置基準  
短期大学設置基準  
大学院設置基準  
等

法人組織・会計・  
補助金等について  
規律

## 学校法人

大学

短大

高校

専修学校

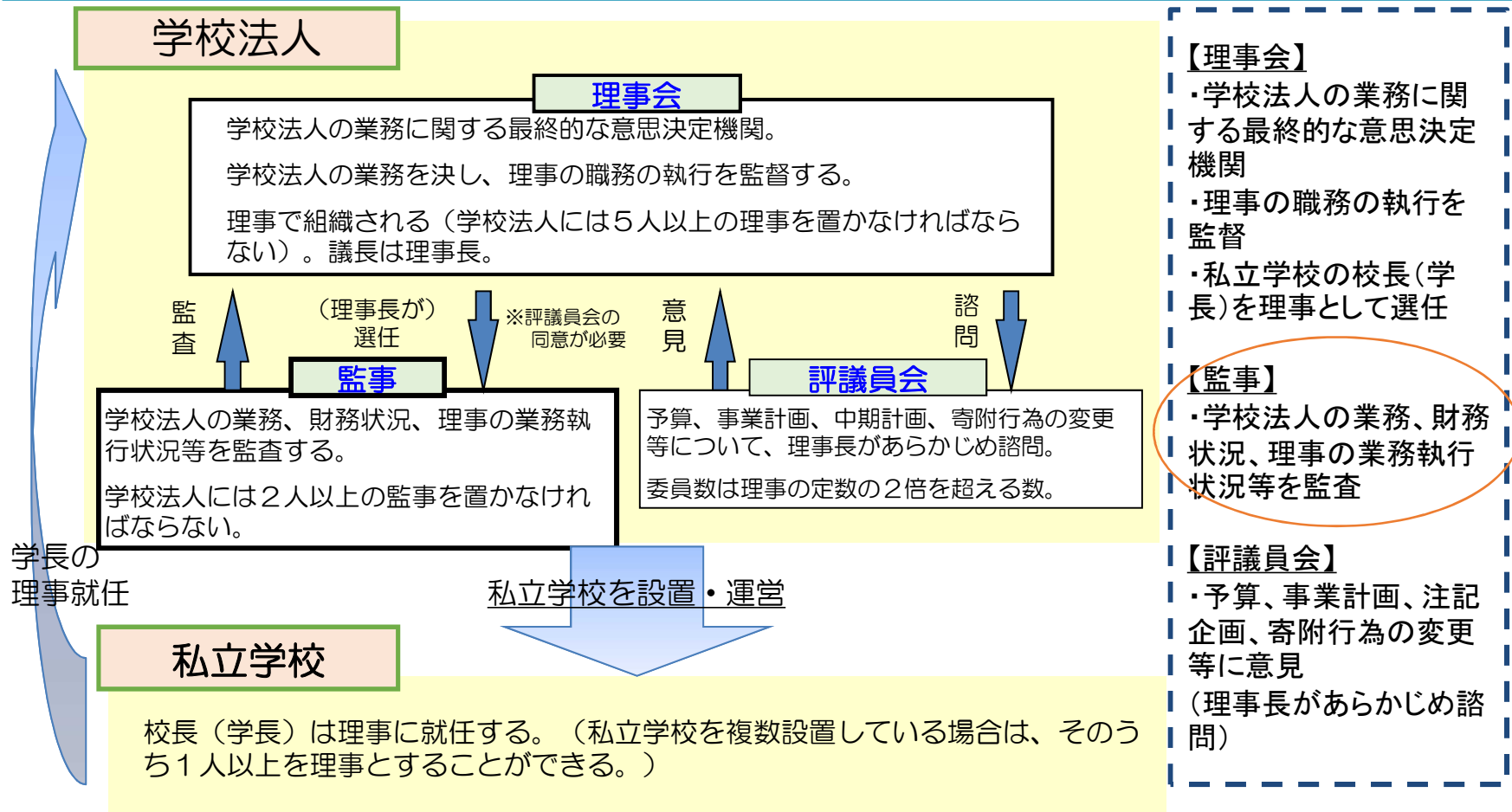
⋮

学校の組織・教育の在り方等を規律

## 2. 私立学校法について

# 学校法人の機関

- 学校法人の**最高意思決定機関は、合議制機関である理事会**である。**理事長**は、学校法人を代表しその業務を総理する。
- 学校法人には**評議員会**が置かれる。評議員会は**理事の定数の2倍以上の定数で組織され**、学校法人の職員や卒業生等が評議員に選任される。予算事項や事業計画、寄附行為の変更等の重要事項については、あらかじめ評議員会の意見を聞く必要あり。
- 大学の、**学長は、学校法人の理事として経営に参画**する。



# 私立学校法について

---

## ■昭和24年制定

■私立学校の自主性を重んじ、公共性を高め、  
もって私立学校の健全な発達を図ることが目的  
【第1条】

■第3章「学校法人」において、その設立や管理等について規定

■令和元年に監事機能の強化を含む大幅改正  
(令和2年4月1日施行)



# 令和元年私立学校法関係文書

---

- 私立大学等の振興に関する検討会議「議論のまとめ」（平成29年5月）
- 大学設置・学校法人審議会 学校法人分科会 学校法人制度改善検討小委員会「学校法人制度の改善方策について」（平成31年1月）
- 学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について（通知）  
（令和元年7月12日元文科高第228号）
- 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令等の施行について（通知）  
（令和元年9月27日元文科高第518号）
- 学校法人寄附行為作成例の改正について（通知）  
（令和元年9月27日元高私行第15号）
- 改正私立学校法説明会（東京会場）資料  
（令和元年10月7日）

## 学校法人制度の改善方策について（概要）

平成31年1月7日  
大学設置・学校法人審議会学校法人分科会  
学校法人制度改善検討小委員会

- 私立大学等の振興に関する検討会議の「議論のまとめ」（平成29年5月）を踏まえ、今後の学校法人におけるガバナンス機能の強化等について検討を行うため、大学設置・学校法人審議会学校法人分科会の下に学校法人制度改善検討小委員会を設置。（主査：日高 義博 専修大学理事長）。
- 我が国の教育に大きな役割を担う私立学校が、今後も社会からの信頼と支援を得て重要な役割を果たし続けるため、学校法人の自律的で意欲的なガバナンスの改善や経営の強化の取組、情報公開を促すとともに、学生が安心して学べる環境の整備を含めた改善方策を検討。
- 平成29年11月に検討を開始し、計12回の会議を開催。パブリックコメントを経て提言をとりまとめ。今後、私立学校法等の関係法令を改正予定。

### 学校法人の自律的なガバナンスの改善・強化

- **責任と権限の明確化によるガバナンスの改善・強化**
- 文部科学大臣所轄法人における中長期計画の策定
  - ・「私立大学版ガバナンス・コード」（自主行動基準）の策定の推進
- 役員の責任の明確化（善管注意義務、第三者に対する損害賠償責任、役員報酬基準の策定、利益相反行為の対象拡大など）
- 監事機能の充実（理事の行為の差止請求など）
- 評議員会機能の充実（中長期計画の策定の際の意見聴取など） 等

### 学校法人の情報公開の推進

- **積極的な情報公開と経営状況の「見える化」**
- 貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事監査報告書等の公表（文部科学大臣所轄法人）
  - ・事業報告書の記載内容の充実
- 寄附行為、役員等名簿の公開 等

### 学校法人の経営の強化

- **連携・統合の推進と経営改善に向けた指導の強化**
- ・連携・統合を促進するための私学事業団等の情報提供機能の強化
- ・学部単位等での円滑な事業譲渡の促進（審査項目の簡略化など）
- ・新たな財務指標を設定し、法人の自主的な経営改善を一層推進するとともに、経営改善に向けた指導の強化と、資金ショートの際の恐れを含む経営困難な場合に経営判断を促す指導の実施（文部科学大臣所轄法人） 等

### 学校法人の破綻処理手続の明確化

- **破綻処理手続の円滑化等による学生保護の充実**
- 解散命令時の所轄庁による適切な清算人の選任による清算手続及び破産申立の円滑化
- ・学生のセーフティネットの充実（コンソーシアムを活用した転学支援、学生の授業料返還債権の考え方の整理） 等

※ ○ は法改正事項

# 私立学校法の改正について(概要)

令和2年4月1日施行

## 改正事項

- (1) 役員職務及び責任の明確化等に関する規定の整備 【第24条、第35条の2、第37条、第42条、第44条の2等関係】
  - ①学校法人の責務の新設 ②役員責任の明確化 ③理事・理事会機能の実質化 ④監事の理事に対する牽制機能の強化 ⑤評議員会機能の実質化
- (2) 情報公開の充実 【第33条の2、第47条、第63条の2等関係】
- (3) 中期的な計画の作成 【第45条の2関係】
- (4) 破綻処理手続きの円滑化 【第50条の4関係】

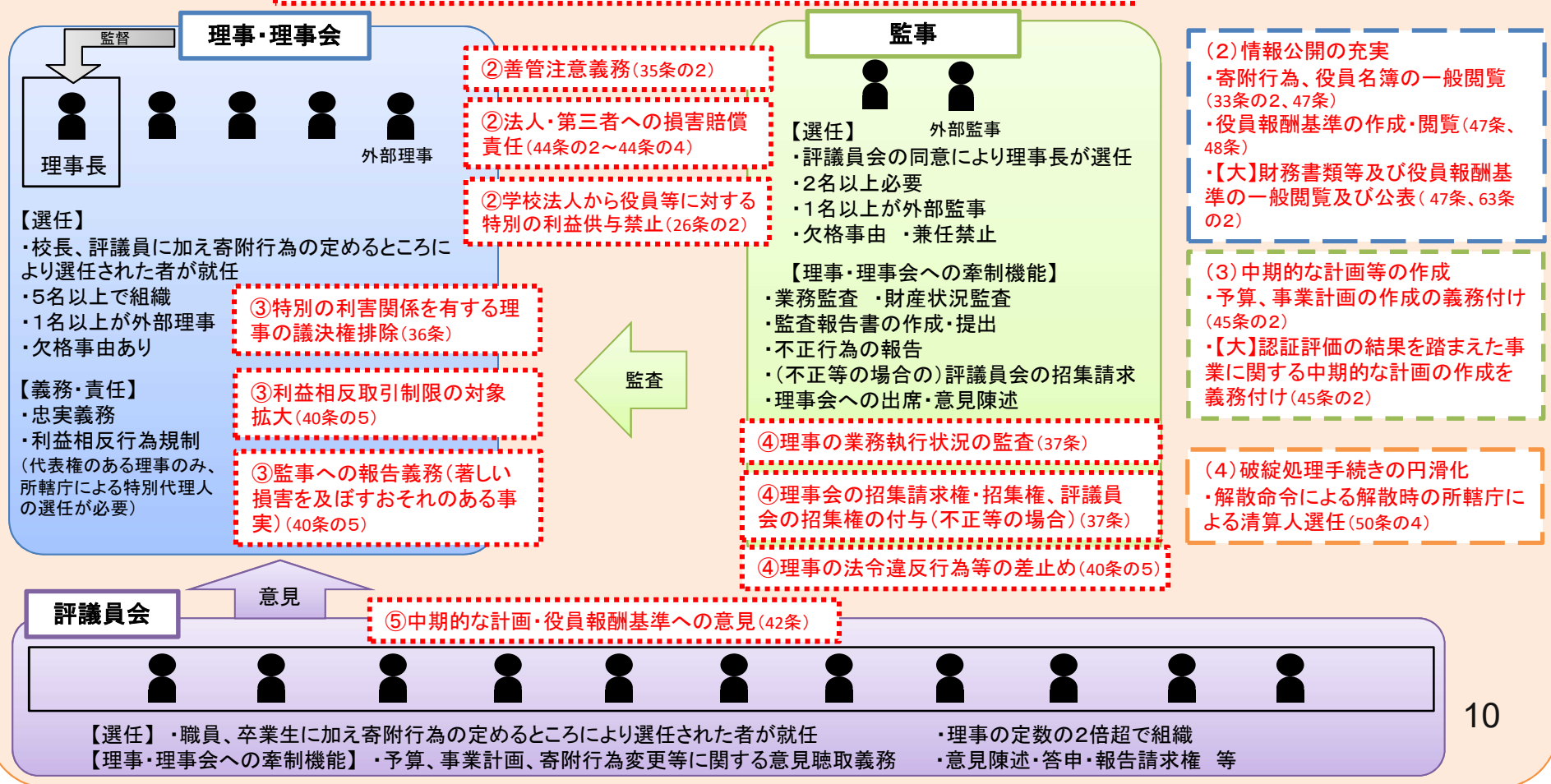
等

## 学校法人

(1) 役員職務及び責任の明確化等に関する規定の整備

①学校法人の責務の新設: 運営基盤の強化、教育の質の向上、運営の透明性の確保(24条)

【大】は大学等を設置する文部科学大臣所轄法人のみ対象



# 3. 学校法人の機関について ～私立学校法の改正も踏まえながら～

## 1. 理事会について <留意すべき主な点>

- ◆ 理事会は学校法人の業務を決し、理事の職務執行を監督【第36条第2項】
- ◆ 理事会は理事長が招集し、議長となる【第36条第3項、第4項】
- ◆ 理事の過半数の出席が必要【第36条第5項】
- ◆ 議事は出席理事の過半数で決する【第36条第6項】
- ◆ 監事も出席して意見を述べる必要がある【改正後の第37条第3項第7号】
- ◆ 学校法人の業務等に関して不正等があった場合、監事は理事長に対して理事会の招集を請求できる【改正後の第37条第3項第6号 ※新設】
- ◆ 上記の請求に対して五日以内に召集の通知が発せられない場合、監事は理事会を招集することができる。【改正後の第37条第4項 ※新設】

※ 理事の個人的な能力を期待して選任されていることから、本人の出席が原則（ただし、寄附行為に定めれば、みなし出席（書面による意思表示）も可能）

※ 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない【改正後の第36条第7項 ※新設】

## 2. 理事について <留意すべき主な点>

- ◆ 5人以上を置く必要あり【第35条第1項】
- ◆ 外部理事が1人以上含まれる必要あり【第38条第5項】
- ◆ 各役員（監事を含む）の親族は1人以内【第38条第7項】
- ◆ 欠格事由あり【第38条第8項 ※後述】
- ◆ 定数の1/5をこえて欠けた場合、1月以内に補充が必要  
【第40条】 ※監事も同様
- ◆ 仮理事の選任【第40条の4】
- ◆ 著しい損害を及ぼすおそれのある事実の監事への報告義務  
【改正後の第40条の5 ※新設】
- ◆ 利益相反取引・競業取引の規制【改正後の第40条の5】

# 〈参考〉利益相反取引・競業取引について

## 改正前の私立学校法第40条の5

学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。この場合において、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

## 私立学校法第40条の5による読替え後の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第84条と第92条第2項

### 【第84条】

理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- 一 理事が自己又は第三者のために学校法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき
- 二 理事が自己又は第三者のために学校法人と取引をしようとするとき。
- 三 学校法人が理事の債務を保証することその他以外の者との間において学校法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき

### 【第92条第2項】

学校法人においては、第八十四条第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

## 考えられ得る具体例

### （利益相反行為）

- 学校法人が理事から土地を購入する場合
- 理事長が代表取締役を務める会社に学校法人が金銭を貸し付ける場合

### （競業取引）

- 学校法人が収益事業として不動産業を営んでいるときに、理事が不動産業を営みはじめる場合



### 3. 理事長について <留意すべき主な点>

- ◆ 理事の中から寄附行為の定めに従って選任【第35条第2項】
- ◆ 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。  
【第37条第1項】

- 通常は理事総数の決議のもと、理事会で選任
- 意思決定機関はあくまで理事会
- 日常業務については、業務分掌規程等に定めることで、理事会が理事長に意思決定を行う権限を委任することも可能

- ◆ 毎年5月末までに、決算及び事業実績を評議員会に報告し、意見を求めることが必要【第46条】

- 決算は理事会で審議・決定後、評議員会に報告  
(予算は予め評議員会の意見を聞いた後、理事会で決定)



## 4. 監事について ①-1 <監事の職務>

学校法人の業務（経営面だけでなく教学面を含む）、財産の状況を監査し、不正等があれば対処する。

- 学校法人の業務の監査をすること
- 学校法人の財産状況を監査すること
- 理事の業務執行の状況を監査すること
- 学校法人の業務・財産及び理事の業務執行の状況につき監査報告書を作成し、理事会及び評議員会へ提出すること
- 学校法人の業務や財産、又は理事の業務執行につき法令に違反する重大な事実等があることを発見したとき、所轄庁又は理事会及び評議員会に報告すること。また、その報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- 上記の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができることとする
- 学校法人の業務や財産又は理事の業務執行につき、理事会に出席して意見を述べること。
- 理事の行為により、学校法人に著しい損害が生じる恐れがある場合、理事の行為の差止めを請求できる

## 4. 監事について ①-2 <監事の職務>

◆学校法人の業務（経営面だけでなく教学面を含む）、財産の状況を監査し、不正等があれば対処する。

改正前の私立学校法第37条第3項	改正後の私立学校法第37条第3項、第4項
<p>3 監事の職務は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 学校法人の業務を監査すること。</li> <li>二 学校法人の財産の状況を監査すること。</li> </ul> <p>三 学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。</p> <p>四 第一号又は第二号の規定による監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。</p> <p>五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。</p> <p>六 学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。</p>	<p>3 監事の職務は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 学校法人の業務を監査すること。</li> <li>二 学校法人の財産の状況を監査すること。</li> <li><u>三 理事の業務執行の状況を監査すること。</u></li> </ul> <p>四 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。</p> <p>五 第一号から第三号までの規定による監査の結果、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。</p> <p>六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して<u>理事会及び</u>評議員会の招集を請求すること。</p> <p>七 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。</p> <p><u>4 前項第六号の請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。</u></p>

私立学校法第40条の5による読替え後の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第103条

監事は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該学校法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

## 4. 監事について ② <監事の選任>

- ◆ 評議員会が同意し、理事長が選任【第38条第4項】
- ◆ 2人以上を置く必要あり【第35条第1項】
- ◆ 理事、評議員、法人職員との兼任禁止【第39条】
- ◆ 外部監事が1人以上含まれる必要あり【第38条第5項】
- ◆ 欠格事由あり【第38条第8項（※）】

監事（役員）の解任については、  
寄附行為において規定【第30条第1項第5号】

※改正が存在するが、他の改正規定とは異なり令和元年12月14日施行。

改正前の私立学校法第38条第8項	改正後の私立学校法第38条第8項
学校教育法第九条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、役員に準用する。	次に掲げる者は、役員となることができない。 一 学校教育法第九条各号のいずれかに該当する者 二 心身の故障のため役員の職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの
学校教育法第9条	
次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。 一 禁錮以上の刑に処せられた者 二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者 三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者	

## 4. 監事について ③

学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について（通知）抜粋（令和元年7月12日）

### 第三 私立学校法の一部改正

#### 2. 留意事項

#### ② 役員の職務及び責任の明確化等

##### <監事制度の改善>

ウ 監事の選任については、評議員会の同意を得ることが必要であるが、理事長が選任するに当たっては、理事長の判断のみで選任するのではなく、最終的な意思決定機関である理事会における審議も踏まえて選任する又は監事を選任するための委員会を学校法人に設置するなど、選任手続きの透明性の確保に努めること。

また、監事に期待される役割に鑑み、監事は理事の配偶者又は三親等以内の親族以外の者から選任することが望ましいこと。

エ 監事の職務として、従前より学校法人の業務の監査が規定されていたが、理事の業務執行の状況の監査も含まれることを明確化する観点から、監事の職務に「理事の業務執行の状況を監査すること」を追加したこと。

オ 監事の監査機能の充実を図る今回の改正の趣旨を踏まえ、各学校法人においては、法人の規模や実情等に応じ、監事の常勤化を進めることや理事長等から監事に対して定期的に学校法人の業務の状況等について報告すること、業務の継続性が保たれるよう、各監事の就任・退任時期を考慮すること、監事の監査を支援するための事務体制や内部監査組織の整備を行うこと等、監査の充実を図るための取組が期待されること。

## 5. 評議員会について ① <評議員会の役割>

- ◆ 予算、事業計画等は理事長があらかじめ評議員会の意見を聴取する義務あり【第42条第1項 ※改正あり】  
寄附行為で定めれば、評議員会をそれらの議決機関とすることも可能【第42条第2項】

### 【改正後の私学法42条1項各号】

- 一 第四十五条の二第一項の予算及び事業計画
- 二 第四十五条の二第二項の事業に関する中期的な計画
- 三 借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
- 四 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- 五 寄附行為の変更
- 六 合併
- 七 第五十条第一項第一号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第三号に掲げる事由による解散
- 八 収益を目的とする事業に関する重要事項
- 九 その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもつて定めるもの

- ◆ 上記以外についても、評議員会は、役員に意見を述べたり  
諮問に答えたりすることなどが可能【第43条】



## 5. 評議員会について ② <評議員の選任>

◆評議員は、法人職員、設置する学校の卒業生から1人以上選任するほか【第44条第1項】、具体的には寄附行為で規定

※解任については寄附行為で規定

### 【私立学校法44条1項】

評議員となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 二 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上のもののうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 三 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

◆評議員は理事の定数の2倍をこえる数が必要【第41条第2項】

※ 議事などの評議員会の運営は概ね理事会と同様

## 6. 役員の責任・その他役員に関する規定について ①

◆学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従う。【改正後の第35条の2 ※新設】

（この規定により、役員は善管注意義務を負うこととなる。）

◆理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行わなければならない（忠実義務）【第40条の2】

## 6. 役員の実任・その他役員に関する規定について ②

◆ 役員は、その任務を怠つたときは、学校法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

【改正後の第44条の2 ※新設】

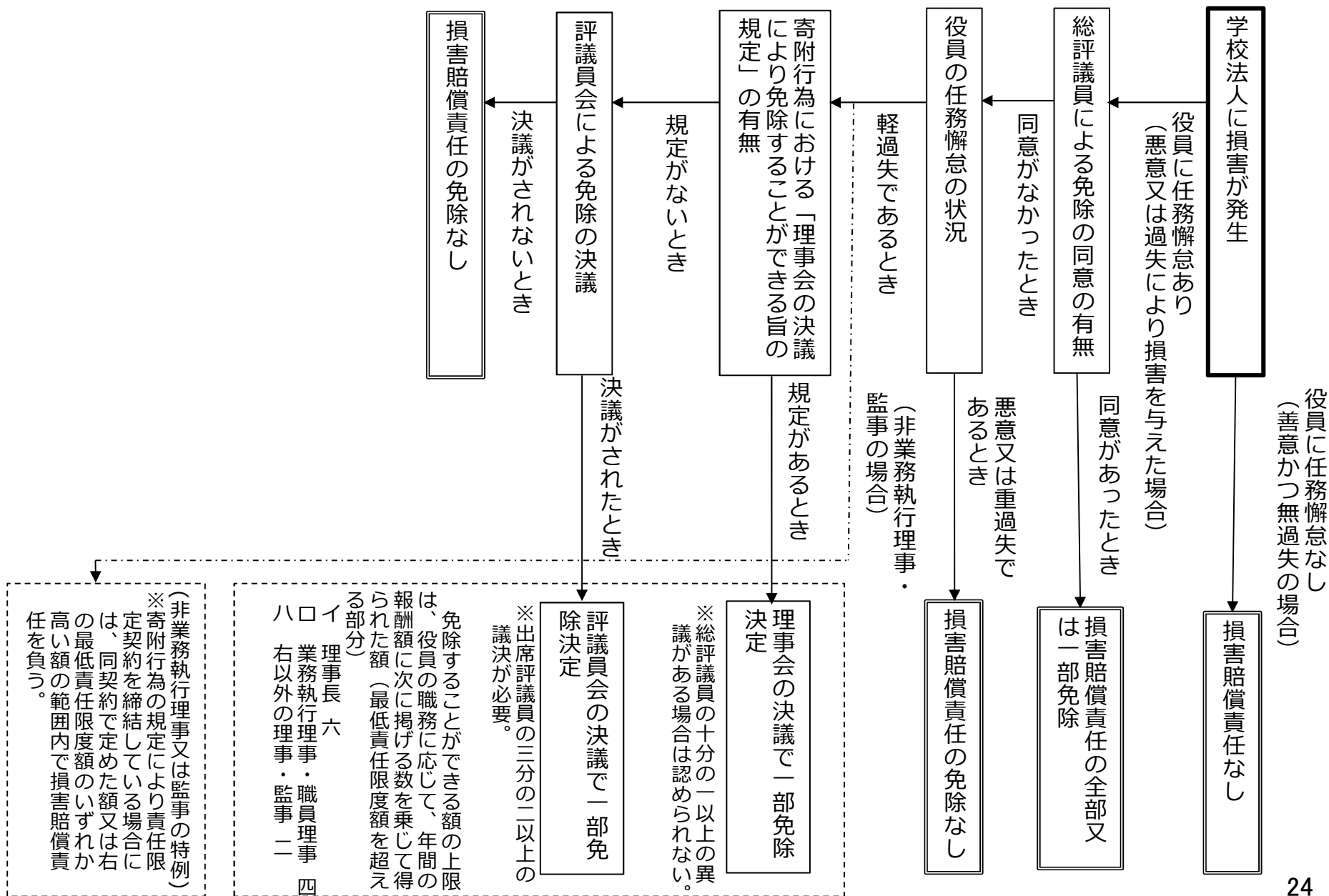
- これまでも民法上の善管注意義務に基づく債務不履行責任として適用されていたものを私学法においても明確化
- 「任務を怠つたとき」とは、概ね善管注意義務に反したときに相当し、悪意又は過失により学校法人に損害を与えたときに賠償の責任が生ずる
- 評議員会の決議等により、一定の範囲で役員の実任賠償責任を軽減できる

◆ 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。 【改正後の第44条の3 ※新設】

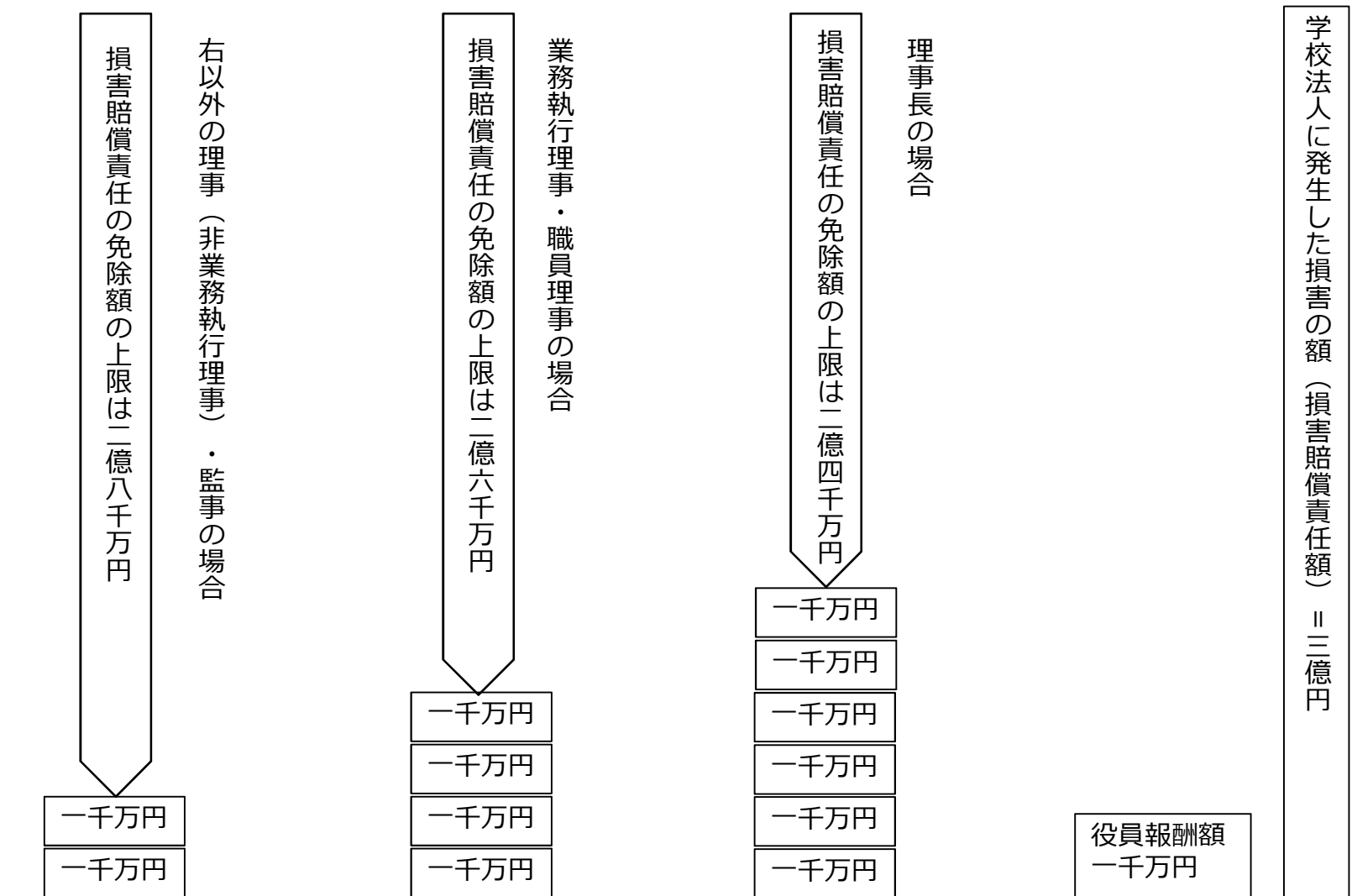
- なお、監査報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載をした場合は、軽過失であっても監事が損害を賠償する責任を負う



# 【参考】 役員 の 損害賠償責任 概要図 (例)



# 【参考】 役員の損害賠償責任の免除 概要図（例）



# 【参考】非業務執行理事・監事の損害賠償責任限定契約等 概要図（例）

右の通り、寄附行為で「損害賠償責任の最低額」の規定を定めた上で、各非業務執行理事又は監事それぞれと「責任限定契約」を締結している場合には、その額と役員報酬額の二倍の額とを比較してどちらか高い額が、非業務執行理事又は監事の損害賠償責任の限度額となる。

寄附行為における損害賠償責任の最低額の規定は百万円以上

個別の契約（責任限定契約）における損害賠償責任の限度額は百万円

（例1）役員報酬額が二百万円の場合  
損害賠償責任の限度額は五百万円

二百万円  
二百万円

（例2）役員報酬額が三百万円の場合  
損害賠償責任の限度額は六百万円

三百万円  
三百万円

## 6. 役員の実任・その他役員に関する規定について ③

◆ 学校法人は、学校法人は、理事、監事、評議員、職員等の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。

【改正後の第26条の2 ※新設】

- 特別な利益とは、土地建物の無償・過度に低廉な価格による貸与や報酬規程に基づかない金銭の提供等を指す

◆ 学校法人は、役員報酬基準を作成、閲覧に供し、公表もしなければならない【改正後の第47条、第66条 ※新設】

- 役員報酬基準は、民間事業者の役員の報酬等を考慮して、不当に高額なものとならないようにしなければならない

# 参考 1 : その他私立学校法で定める 内容について

# 財産の管理等について

## 財産目録等の作成、備付け、閲覧及び公表

- ◆毎会計年度終了後二月以内に財産目録等の作成、備付け及び閲覧が必要【第47条第1項、第2項 ※改正あり】
- ◆今回の改正で財産目録等は公表の対象に【改正後の第63条の2 ※新設、文部科学大臣所轄学校法人のみ】

## 一定の資産の保有

- ◆学校法人は私立学校に必要な施設及び設備、経営に必要な財産を有しなければならない【第25条第1項、第2項】

## 収益事業

- ◆収益を目的とする事業を（寄附行為に規定することで）一部行うことが可能【第26条】

# 中期的な計画について

◆文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、事業に関する中期的な計画を作成しなければならない。

◆事業計画及び事業に関する中期的な計画を作成するに当たっては、認証評価の結果を踏まえて作成しなければならない。

【改正後の第45条の2第2項、第3項 ※新設】

学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について（通知）抜粋（令和元年7月12日）

## 第三 私立学校法の一部改正

### 2. 留意事項

#### ③ 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画

ウ 中期的な計画については、文部科学大臣所轄法人は、施行日である令和2年4月1日までに、改正後の私立学校法に基づき、あらかじめ評議員会の意見を聴くとともに、認証評価において指摘された改善事項等を踏まえて作成することが必要であること。ただし、施行日以前に作成した令和2年3月31日以前を計画期間の始期とする中期的な計画については、あらかじめ評議員会の意見を聴くこと及び認証評価結果を踏まえることを定める規定は適用されないこと。

中期的な計画の期間中に認証評価を再度受審した場合には、次年度の事業計画及び次期中期的な計画等に適切に反映させる必要があること。

また、中期的な計画については、教学、人事、施設、財務等に関する事項について、中長期的視点で経営の計画を立てる必要がある観点から、原則として5年以上の期間とすること。 詳細な内容や期間については、法人規模等に応じて法人において適切に判断すべきであるが、抽象的な目標に留まらず、データやエビデンスに基づく計画であることが望ましいこと。

## 所轄庁による学校法人に対する監督の手段

### 措置命令

▶法令の規定や寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠く学校法人に対し、必要な措置をとるべきことを命令できる【第60条第1項】

### 役員 の 解任勧告

▶措置命令に従わない場合、役員解任を勧告できる【第60条第9項】

### 収益事業 の停止

▶学校法人が寄附行為で定められた事業以外の事業を実施した場合等、その事業の停止を命ずることができる。【第61条】

### 解散命令

▶他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り、解散を命ずることができる。【第62条】

### 報告及び 検査

▶学校法人の事務所その他の施設に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させること等ができる。【第63条第1項】



# 学校法人の解散

## 学校法人の解散

◆学校法人が消滅に向けた手続（＝清算手続）に入ること

### 【私立学校法第50条第1項】

学校法人は、次の事由によつて解散する。

- 一 理事の三分の二以上の同意及び寄附行為で更に評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決
- 二 寄附行為に定めた解散事由の発生
- 三 目的たる事業の成功の不能
- 四 学校法人又は第六十四条第四項の法人との合併
- 五 破産手続開始の決定
- 六 第六十二条第一項の規定による所轄庁の解散命令

## 学校法人の清算手続

基本的には(※)旧理事が清算人に選任[50条の4]され、清算手続を行う

法人の財産を換価し、債務を弁済

最終的に残った残余財産を引き渡す(寄附行為で定めた者に帰属させ、いなければ国庫に帰属)[51条]

※学校法人が所轄庁の解散命令により解散したときは、所轄庁は、利害関係人の申立により又は職権で、清算人を選任する。

# 罰則について

## 【私立学校法第66条】

次の各号のいずれかに該当する場合には、学校法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第三十三条の二の規定による寄附行為の備付けを怠つたとき。

三 第三十三条の二の規定に違反して、正当な理由がないのに、寄附行為の閲覧を拒んだとき。

四 第三十三条の三の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

五 第四十五条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

六 第四十七条第二項の規定に違反して、財産目録等の備付けを怠り、又は財産目録等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

七 第四十七条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、財産目録等の閲覧を拒んだとき。

八 第五十条の二第二項又は第五十条の十一第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

九 第五十条の九第一項又は第五十条の十一第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十 第五十三条又は第五十四条第二項の規定に違反したとき。

十一 第六十一条第一項の規定による命令に違反して事業を行つたとき。

十二 第六十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

## 参考 2 : 改正私立学校法Q&A

- ※ Q&A の内容うち、寄附行為変更の認可申請に関する内容、中期的な計画の作成に関する内容及び財務書類等・役員報酬基準の一般閲覧・インターネットでの公表に関する内容は都道府県知事所轄法人には適用されません。
- ※ 本 Q&A の間は学校法人や私学団体からの質問事項、パブリックコメントに寄せられた意見等を踏まえて作成しています。
- ※ 令和元年 9 月 17 日版から次の質問を追加しています (Q1-3-2、Q3-3、Q6-7、Q7-3-6、Q10-14、Q10-15、Q10-16、Q15-7)

【全般的事項】

Q1-1 私立学校法改正に伴い寄附行為を変更する場合は、文部科学省への申請が必要か。

- 必要となります。私立学校法改正に伴う寄附行為変更については、以下の期間を申請受付期間とします。
  - ①令和元年 12 月 2 日（月）から 12 月 13 日（金）まで
  - ②令和 2 年 1 月 14 日（火）から 1 月 24 日（金）まで
- 各法人におかれては、学校法人寄附行為作成例（大学設置・学校法人審議会決定（令和元年 9 月 17 日改正））（以下「改正寄附行為作成例」という。）も参考とし、寄附行為変更を準備の上、上記期間に申請ください。
- やむを得ない事情により、これらの期間に申請できない場合、事前に文部科学省高等教育局私学部私学行政課法人係まで相談してください。

Q1-2 寄附行為の変更認可申請には、どのような添付資料が必要となるか。また、どのくらいの期間で認可が下りるか。改正私立学校法に伴う寄附行為の変更にあわせて理事数変更等の変更認可申請をしてもよいか。

- 寄附行為変更認可申請書、変更の条項及び事由を記載した書類、所定の手続を経たことを証する書類などが必要となります。「学校法人の寄附行為の認可及び寄附行為変更の認可申請書類の作成等に関する手引」の「第 5 部 私立学校の設置廃止を伴わない寄附行為変更認可申請 3. その他の変更に係る寄附行為変更認可申請書類の作成について」を参照してください（な

お、その他書類としてパンフレット等の添付は不要です）。

- 申請から認可までの期間は概ね 1 か月から 2 か月程度を予定しています。学部等設置に係る寄附行為変更認可申請の場合には、来省による事務相談を受け付けていますが、その他の変更に係る寄附行為変更認可申請については、事務相談の対象ではありませんのでご了承ください。  
 なお、私立学校法改正に伴う寄附行為変更内容について御不明な点がある場合は、私学行政課法規係まで電話にてお問い合わせください。
- 改正私立学校法に伴う寄附行為の変更以外の変更事項（学部等設置廃止、設置者変更に係る寄附行為変更を除く）がある場合には、あわせて認可申請をしていただくことが可能です。

Q1-3 寄附行為変更の認可申請後に補正が必要となった場合、改めて理事会及び評議員会に諮る必要があるのか。

- 寄附行為の変更は評議員会の意見を聴いた上で理事会において決議することが必要となりますので、認可申請後に補正が必要となった場合は、改めて理事会及び評議員会に諮る必要があります。なお、法人において、文部科学大臣への認可申請において、軽微な修正を行う必要が生じた場合には、理事長に一任する取扱いとしている例があり、その場合には、改めて理事会及び評議員会に諮る必要はありません。

Q1-3-2 軽微な修正を理事長に一任する取扱いとしている例とは、議事録にその旨を記載したうえで提出するという形で良いか。

- そのような取扱いで差し支えありません。なお、軽微な修正を理事長に一任する場合には、寄附行為の変更案に加え、軽微な修正を理事長に一任する点についても、評議員会の意見を聞いた上で理事会において決議しておくことが望ましいと考えられます。その上で、これらの手続を経たことが分かるように議事録に記載してください。

Q1-4 改正私立学校法に伴う寄附行為の変更で、学則等の大学必置規則への影響が予想できるものはあるか。



- 特段影響が及ぶことは想定されませんが、各法人・学校においてご確認ください。

Q1-5 一般社団・財団法人法の規程を準用する条項について、寄附行為で定める場合はどのように記載すればよいか。

- 改正寄附行為作成例を参照ください。

Q1-6 改正私立学校法に伴う寄附行為の変更は、令和2年4月1日までにを行う必要があるか。寄附行為の施行日は令和2年4月1日によいか。HP等の公開も令和2年4月1日にすべきか。内容に経過措置を設けてよいか。

- 改正私立学校法の施行日である令和2年4月1日までに、同日を施行日とする寄附行為変更を行うことが望ましいですが、間に合わない場合、実際の運用を改正私立学校法と同様のものにするという対応も考えられます。いずれにしても、新制度の施行日である令和2年4月1日以降は新制度に基づく対応が行われることが必要となります。

- 令和2年4月1日までに寄附行為変更が間に合わなかった場合の寄附行為の施行日は文部科学大臣認可日以降となります。ホームページでの公開については令和2年4月1日までにを行う必要があります。

Q1-7 令和2年4月に学校の廃止に係る認可申請を予定しているが、改正私立学校法に伴う寄附行為認可後に行うことでよいか。

- 改正私立学校法に伴う寄附行為変更の認可後に学校の廃止に係る認可申請をしていただくということで差し支えありません。

Q1-8 今回の改正における役員の実効性の明確化と監事の牽制機能の強化は、理事長や理事の行為に対するチェック機能あるいは不正の抑止効果を高めることを目的としたものであることを周知すべきではないか。

- 今回の私立学校法改正は、学校法人の自律的で意欲的なガバナンスの改善や経営の強化の取組、情報公開を促すとともに、学生が安心して学べる環境の整備を図る観点から行われたものであり、その中で理事に対する監事の牽

制機能の強化や不正の抑止を図るものであることについては周知を図ってまいります。

Q1-9 法改正による役員へのチェック機能、役員による不祥事に対する抑止機能を実効性あるものにするためには、改正内容について役員・評議員のみならず、教職員、学生、生徒、保護者などにも正確な理解を促すため、わかりやすく入念に改正について説明する必要があるのではないかと考えます。

- 改正内容については、まずは学校法人の役員及び職員に対する説明を行うとともに、その他のステークホルダーに対しても各種の機会を通じて理解を図るための取組が行われることが重要であると考えます。

#### 【学校法人の責務（第24条）】

Q2-1 その運営の透明性の確保の「その」は何を指すのか。

- 「学校法人」を指します。

#### 【特別の利益供与の禁止（第26条の2）】

Q3-1 理事、監事、評議員、職員等の「等」とは何か？

- 改正私立学校法施行令第1条に規定する以下の者を指します。
  - ① 設立者、理事、監事、評議員、職員（当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。）（第1号）
  - ② ①に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族（第2号）
  - ③ ①②に掲げる者と事実上婚姻関係と同様の事情にある者（第3号）
  - ④ ②③に掲げる者のほか、①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者（第4号）
  - ⑤ 学校法人の設立者が法人である場合、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として文部科学省令で定めるもの（第5号）

Q3-2 特別の利益とは具体的に何を指すのか？

- 「特別の利益」とは、財産上の利益の供与又は金銭その他の資産の交付等

で、社会通念上不相当なものをいいます。例えば、特別な事情がないにもかかわらず、土地建物のような高額な資産を無償又は低廉な価格で譲渡・貸与する場合や報酬規程等に基づかずに金銭を提供する場合などには、「特別の利益」に該当すると考えられます。

Q3-3 ④の役職員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者について、理事が別に経営する会社から給与を受けている場合、当該給与は役職員等から受ける金銭その他財産に該当するか。

- 通常の給与として支払われている場合には本要件には該当しないものと考えられます。

#### 【学校法人与役員との関係（第35条の2）】

Q4-1 私立学校法改正の概要にある「役員の責任の明確化」とは、文部科学大臣所轄学校法人のみか、都道府県知事所轄学校法人も含まれるのか。

- 都道府県知事所轄の学校法人も含まれます。

Q4-2 学校法人与役員との関係について、「委任に関する規定に従う」とは具体的にどのような意味で、何が変わるのか。従来の就任承諾書・誓約書の取り交わし以外に何が必要か。「委任に関する規定」の具体的な内容如何。

- 改正前の私立学校法においては、学校法人与役員との関係については規定が置かれていませんでしたが、学校法人与役員は民法上の委任（民法第643条）又は準委任（民法第656条）の関係に立つと解されてきました。
- 今回の改正により新設された本規定により、役員が民法第644条による善管注意義務を負うことが明確化されることとなります。
- このことに伴い新たに対応が必要になることは想定されませんが、学校法人与役員との関係が委任に関する規定に従うことが私立学校法上新たに規定されたことを踏まえ、役員の就任時の手続や文書等の内容に変更が生じないか各法人において御確認下さい。

#### 【理事会の議事参与制限（第36条）】

Q5-1 特別の利害関係とは何か。また、理事の親族が利害関係者である場合も議事参与は制限されるのか。

- 特別の利害関係とは、法人に対する忠実義務を誠実に履行することが定型的に困難と認められるような個人的利害関係や法人外の利害関係を意味すると解されています。例えば、利益相反取引の承認などがこれに当たり得ます。
- また、理事の親族が利害関係者である場合であっても、本規定による議事参与の制限の対象とはなりません。同一の生計に属する場合などは、本人の利害関係者として制限の対象となる可能性があります。

#### 【監事の職務（第37条）】

Q6-1 理事の業務執行を監査する場合、理事である学長の業務執行として教育の分野についても監査することとなるのか。理事の業務執行を監査する場合の監事の職務の具体的な範囲とは何か。関連して、理事の業務を寄附行為またはその他の規程によって定める必要はあるのか。

- 理事の業務執行の監査については、これまで規定されていた学校法人の業務の監査に理事の業務執行の状況の監査も含まれることを明確化する観点から改正を行ったものであり、これまでの取扱いと変わるものではありません。
- 「学校法人の業務」及び「理事の業務執行」は、財務面に限定されるものではなく、学校法人の業務の中心である教学面から捉えた学校運営も含まれるものです。個々の教育研究内容に立ち入ることは適当ではありませんが、例えば、学部・学科の改組や学生・生徒の募集計画、自己点検評価サイクルの稼働状況等、法人経営の重要な要素となる教学面の事項は含まれます。
- 改正寄附行為作成例では、監事の職務として理事の業務執行の監査を追加しており、各法人において法改正を踏まえた寄附行為の改正を検討することが適当と考えられます。



Q6-2 法令や寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求することができるが、重大な事実とはどんな状況を意味するのか。

- 法令や寄附行為に違反する重大な事実については、今回の改正で追加したものではなく、従前から置かれている規定になります。具体的には、例えば、法令や寄附行為に定められた必要な手続を経ず、理事が財産を不当に流用している場合や虚偽の財務書類の作成などが想定されます

Q6-3 監事が招集した理事会の議長は誰になるのか。

- 監事が招集した理事会の議長については、寄附行為によって定めることとなります。
- 改正寄附行為作成例では、出席する理事の互選によって定めることとしています。

Q6-4 監事が理事会や評議員会の招集を請求したときに5日以内に招集通知が発せられない場合、5日間を超えた日に招集通知が発せられたとしたら、監事が招集を発する前であれば、理事長の招集した理事会で有効か。

- 御指摘のとおりです。監事による理事会の招集請求から5日以内に招集通知が発せられず5日間を超えた場合、監事及び理事長の双方が理事会を招集することが可能となります。

Q6-5 監事の権限が強化されることとなるが、監事の職務執行は誰がチェックするのか。

- 監事は評議員会の同意を得て理事長が選任することとされており、理事会及び評議員会に対して監査報告を行うことなどから、理事会、評議員会、理事長又は他の監事とその業務執行の状況をチェックすることが適当と考えられます。
- 仮に監事の職務執行が不十分又は不適切な場合は、役員解任に関する寄

附行為の定めに基づき、監事の解任について検討することが必要になるものと考えられます。

Q6-6 監査内容のチェックリストは、社会福祉法人と同様に詳細に作成しなければならないか。

- 監査内容をどのようなものとするかは各学校法人の判断となりますが、こういった事項を監査するかも含め、監事の監査を支援するための体制の整備が求められます。

Q6-7 改正寄附行為作成例第8条第2項に監事の独立性に関する項が新設されたが、これは顧問契約を結んでいる者を監事として選任することが私立学校法違反になるということなのか。

- 本規定は、監事としての職務以外に学校法人と顧問契約等を結ぶことにより報酬を得ている場合（例：会計監査人、アドバイザー契約等）、こうした者が監事に選任されることにより監査する立場と監査される立場が利益相反的な関係となる可能性があるため、それらを防止することができる者を選任することが適当との観点から追加されたものです。顧問契約を結んでいる者を監事として選任することが直ちに私立学校法違反になるものではありませんが、監事に期待される役割を踏まえて適切な者を選任することが必要です。

【一般社団・財団法人法の準用（第40条の5）】

〔理事の職務を代行する者の権限（一般社団・財団法人法第80条）〕

Q7-1-1 （質問なし）

〔表見代理理事（一般社団・財団法人法第82条）〕

Q7-2-1 代表権を持たない理事であっても副理事長・専務理事・常務理事と名乗る場合は善意の第三者に対して理事長と同一の責任が発生するということがか。

- 表見代理については、これまでも民法の表見代理に関する規定が適用されると解されてきました。

- 今回の改正により一般社団・財団法人法第 82 条を準用し、代表権を持たない理事であっても、学校法人を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負うことを明確化しました。

〔競業及び利益相反取引の制限（一般社団・財団法人法第 84 条・第 92 条）〕

Q7-3-1 理事がほかの学校法人の理事を兼ねることについては「競業」となる可能性があるか？理事会の承認が必要な範囲はどこまでか。

- 理事が他の学校法人の理事を兼務することが直ちに競業取引となるものではありませんが、当該理事が他の学校法人の理事として取引を行った場合は競業取引に該当する可能性があります。
- このため、他の学校法人の理事として業務執行を行うことについて理事会の承認を得ておくことが望ましいと考えられます。

Q7-3-2 「競業」については、学校法人の理事が、他の学校法人の理事に就任する場合は、その旨をそれぞれの理事会で説明し承認を受けるとともに、そのことを議事録に明記するという解釈でよろしいか。

- そのような手続きを経いただくということで差し支えありません。

Q7-3-3 理事が、学校法人が収益事業として経営するものと同じ業種の事業を営むことは「競業」にあたるのか？（例：学校法人が収益事業として不動産業を営んでいる際に、理事も不動産業を営んでいる場合／他の学校法人で学生寮の経営や損害保険事業などの収益事業に関わっている者を役員とする場合）

- 学校法人が収益事業として行っている事業と同業種の事業を理事が行う場合は競業に当たる可能性があります。例えば学校法人が不動産業を行っている場合、不動産業者である理事が別の不動産会社を経営する場合などは競業となる可能性があります。

Q7-3-4 学校法人の理事が医療法人の理事長であり、学校法人が学生等の健康診断を当該医療法人に委託する場合でも利益相反に該当するか。また、この場合利益相反に該当するならば理事会の承認が必要だが、理事会の承認を欠いた場合の取引の効果はどうか。会社法のように、相対的無効と考えるべきか。

- 御指摘のケースは利益相反取引に該当する可能性があり、理事会の承認を得ておくことが望ましいと考えられます。
- 理事会の事前の承認を得ずに行われた利益相反取引については、無効であるが、第三者に対してはその者の悪意を証明しなければ無効を主張できない（相対的無効）ものと解されます。
- 当該取引について事後に理事会の承認を得た場合には、遡って有効となるものと解されます。

Q7-3-5 改正前の利益相反行為の規定は理事長や代表権を有する理事についてのみ適用されていたが、改正後の利益相反取引の規定は理事全員に適用されるのか？また、特別代理人は立てるのか？

- 利益相反取引の制限は、今回の改正により、代表権を有しない理事を含む理事全員が対象となります。
- 今回の改正により特別代理人の規定は削除されましたので、特別代理人の手続きは不要となります。改正後の規定に基づき、利益相反取引をしようとするときは、理事会において当該取引について重要な事実を開示し、承認を受けた上で、代表権を有する理事が法人を代表して取引を行うことで差し支えありません。

Q7-3-6 競業や利益相反取引について、理事が他の学校法人の理事を兼ねている場合、こういったタイミングで理事会に諮る必要があるか。

- まずは改正私立学校法の施行日が令和 2 年 4 月 1 日であるので、そのタイミングで行われる理事会に諮ることが考えられます。
- その後については、各学校法人の判断となりますが、毎年 4 月頃の理事



会、新しい理事が選任される際、任期途中で新たに他の職を兼ねることとなった場合、他の職の契約更新・改定時などがタイミングとして考えられません。

【理事の監事への報告義務（一般社団・財団法人法第 85 条）】

Q7-4 （質問なし）

【監事による理事の行為の差止め（一般社団・財団法人法第 103 条）】

Q7-5 （質問なし）

【評議員会の議事参与制限（第 41 条）】

Q8-1 （質問なし）

【評議員会からの意見聴取（第 42 条）】

Q9-1 評議員会への「諮問事項」は寄附行為に規定を置いているが、「議決事項」については規定を置いていない場合、規定を設けた方がよいのか。そこに評議員による「損害賠償責任の免除等の決議」も加えた方がよいのか。

- 寄附行為において評議員会の議決事項を設けるかどうかは、各法人の判断によるところとなります。
- 今回の改正により、役員損害賠償責任の免除については、評議員会の決議を要することが法律によって規定されましたので（改正私立学校法第 113 条第 1 項）、必ずしも寄附行為に評議員会の議決事項として定めることを要するものではありません。現在、議決事項を寄附行為で定めている場合は、その中に損害賠償の免除に関する事項を追加するかどうかについては、各法人において判断されるべきものと考えられます。

【役員对学校法人に対する損害賠償責任（第 44 条の 2）】

Q10-1 善意でも損害賠償責任を負わなければならないのか。

- 「任務を怠ったとき」は、概ね善管注意義務に反したときに相当し、悪意又は過失により学校法人に損害を与えた場合を指しますので、善意かつ無過失の場合は責任を負いません。
- このため、善意であっても過失がある場合には、損害賠償責任を負うこととなります。

Q10-2 悪意や重過失の場合も損害賠償責任が免除されるのか。

- 悪意又は重過失により学校法人に損害を与えた場合は、総評議員の同意があった場合に限り、損害賠償責任の全部又は一部免除が認められます。

Q10-3 読み替え後の一般社団・財団法人法第 112 条の総評議員の「同意」、第 113 条第 1 項の評議員会の「決議」、第 113 条の第 4 項の評議員会の「承認」と分けている意味は何なのか。諮問機関なので「同意」と統一すればよいのではないか。

- 一般社団・財団法人法の準用規定であるため、同法で使われている用語についても準用しています。

Q10-4 評議員会の決議による損害賠償責任の免除に際する評議員会の決議は、現在の私立学校法に定められている、寄附行為に定めを置くことで議決事項とし得る事項と同じ議決が必要という理解でよいのか。

- 損害賠償責任の免除に関する評議員会の決議について、その手続等は私立学校法第 41 条の規定によるところとなり、その意味において私立学校法第 42 条第 2 項により寄附行為に定めを置くことで議決事項とする事項と同じ議決が必要となります（損害賠償免除の決議は三分の二以上の多数が必要）。

Q10-5 諮問機関としての評議員会に決議をさせることになっているが、社員総会の社員と諮問機関の評議員と同じ意味で読み替えるのはおかしいのではないかと。評議員会の性格をどう整理しているのか。

- 学校法人における評議員会は原則として諮問機関として位置付けられており、今回の改正においても私立学校法第 42 条は改正しておらず、その位置付けは変わるものではありません。
- 他方、同条第 2 項により、各法人の判断により、重要事項の決定について評議員会の議決を要するものとする事ができることとなっています。
- 今回の改正により、損害賠償責任の免除には評議員会の決議が必要となりますが、これは役員である理事を構成員とする理事会においてその免除を決議することは適当ではなく、学校法人に必置の機関であり卒業生など幅広い者から構成される評議員会の決議を要することとしたものです。
- 社会福祉法人や医療法人、一般財団法人、公益財団法人においては、損害賠償責任の免除に関し評議員会の決議が必要とされています。学校法人制度の評議員会はこれらの法人制度とは位置付けが異なりますが、上述の通り従前から議決を要するものとする事も可能となっており、今回の改正において損害賠償責任の免除を決議する機関として位置付けたものです。

Q10-6 どんな場合に役員に損害賠償責任が適用されるのか。それを寄附行為に定める必要があるのか。

- 役員が任務を怠ったことにより学校法人に損害が生じた場合に損害賠償責任が生じることとなります。詳しくは資料「役員の損害賠償責任 概要図(例)」を参照してください。
- 法律が直接適用されるため寄附行為に損害賠償責任の適用について定めることは要しませんが、責任の免除や責任限定契約について寄附行為で定めることができることとされている事項があります。これらについては、改正寄附行為作成例に規定例を記載していますので、参考の上、各法人において寄附行為変更について御検討ください。

Q10-7 学内理事(教職員)に対し役員報酬(理事報酬)として年間 40 万円を支払っている場合、損害賠償責任の最低責任限度額の計算における「学校法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額」は 40 万円として差し支えないか。

- 理事が職員を兼務している場合、損害賠償責任の最低責任限度額の計算における報酬、賞与その他の職務執行の対価には、役員報酬のみならず、職員としての報酬も含まれることとなります。

- このため、役員報酬の 40 万円だけではなく、職員としての報酬を含む額となります。

Q10-8 学校法人に発生した損害額が、最低責任限度額に満たない場合、役員は損害額の全額を負担しなければならないか。

- その通りです。

Q10-9 非業務執行理事とはどのような役割、立場の理事を指すのか。非業務執行理事は業務を掌理している理事を除くとされている。本法人では、いわゆる「学外理事(本務が別の会社である非常勤の理事)」についても、業務執行体制上、若干の分掌を割り当てているが、そのような一部でも掌理するような業務がある理事は、文言どおり「非業務執行理事」の対象とならないのか。

- 「業務執行理事」とは、①理事長、②理事長以外の者であって寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する理事として選定されたもの、③学校法人の業務を執行したその他の理事のことをいいます。責任限定契約に係る規定の対象となる「非業務執行理事等」とは、理事のうち「業務執行理事又は当該学校法人の職員ではない理事」と「監事」のことをいいます。
- 学外理事についても、上記②に該当する場合には当然業務執行理事に該当し、③についても、単発的に業務を執行したのみであれば業務執行には該当しないと考えられますが、御質問にある「若干の業務の分掌」の内容によっては業務執行理事に当たる可能性があります。

Q10-10 責任限定契約書の例は示さないのか。

- 契約書の例を示すことは予定していません。



Q10-11 「理事等による免除に関する寄附行為の定め」又は「責任限定契約の定め」を寄附行為に設ける議案を評議員会に提出する際には、監事の同意を得る必要があると規定されているが、当該監事の同意はどのような方法で同意を取得することが想定されているか。「個別の同意書」、「当該議題を理事会で審議し監事が同意した旨を記録」などの方法が考えられるがどのような方法が適切であるか。また、上記について改正私学法施行と同時に当該内容の改正寄附行為を施行する場合、私学法施行前に当該寄附行為の改正について評議員会に諮ることになるが、改正私学法施行前であっても監事の同意を得ておくべきか。

- 監事の同意については、個別の同意書など、監事の同意の意思が明確に確認できる形で取ることが適当と考えられます。また、改正立学校法施行前でも、評議員会に諮る場合には監事の同意を得ることが望ましいと考えられます。

Q10-12 理事長の場合、賠償額が相当高額になることも想定されるが、学校法人が役員損害賠償について負担軽減する措置が必要なのではないか。学校法人も会社役員損害賠償責任保険（D&O）の対象となるのか

- 役員損害賠償に関する負担軽減措置としては、役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害に係る保険契約（役員賠償責任保険契約）などが想定されます。
- 現在、会社法制の見直しの中で当該保険契約に関する議論が行われており、学校法人の役員についても、当該議論を踏まえて文部科学省において検討を行っています。
- なお、各保険会社が提供するいわゆる D&O 保険の対象については、各保険会社が設定するものでありますが、社会福祉法人については、社会福祉法において役員等の損害賠償責任が明確化されたことを受けて保険の対象となっているケースがあると承知しています。

Q10-13 役員が学校法人に対する損害賠償責任は、既に退職した者については負うのか。また、死亡している者も負うのか。

- 退職者については、在職時の任務懈怠により損害賠償責任を負うことがあり得ます。

- 役員本人が死亡している場合は、損害賠償責任は相続人に相続されます。ただし、相続人は被相続人の権利義務を放棄することが可能です。

Q10-14 寄附行為に定める責任限定契約の最低額はどのように定めればよいか。例えば数万円という金額でも構わないのか。

- 寄附行為における損害賠償責任の最低額については、各学校法人において、非業務執行理事等が担う職務の内容や役員報酬等を勘案して定めるべきものであると考えます。
- 例えば、数万円という最低額を設定した場合であっても、個別の責任限定契約における損害賠償責任の限度額を定めることにより、当該限度額と役員報酬額の2倍の金額の高い方の額までの責任を負うこととなり、個別の非業務執行理事等ごと限度額を設定することが可能です。
- 学校法人に損害が発生した場合に、役員が賠償責任を負わない場合は法人が損害を被ることとなりますので、上記の観点も踏まえて各学校法人において適切に設定してください。

Q10-15 責任限定契約について、学内外の理事とも役員報酬は無報酬となっているが、契約は締結できるのか。

- 学内で職員を兼ねている理事については、責任限定契約を締結することはできません。
- 学外理事で非業務執行理事等に該当する場合には、寄附行為に定めを置くことにより責任限定契約を締結することは可能となります。その場合、無報酬であっても、Q10-15の回答の通り、寄附行為の定め及び個別の責任限定契約の内容に応じて損害賠償責任が生じることとなります。

Q10-16 改正寄附行為作成例の最後にある責任の免除と責任限定契約に関する条文は、寄附行為のどの場所に置くのがよいか。

- 寄附行為のどの場所に置くかについては、各学校法人において判断される事柄となります（例えば、第5章の資産及び会計の中や第8章の補則の中に置くことが考えられます）。

#### 【役員 of 第三者に対する損害賠償責任（第44条の3）】

Q11-1 善意かつ重大な過失がない場合とは、具体的にどのような場合か。

- 善意かつ重大な過失がない場合については、善管注意義務に従って業務を行っている場合はこれに当たりますが、具体的には個別具体の事案によることとなります。
- 例えば返済の見込みのない借入れや放漫経営による法人の破産については、悪意又は重過失により第三者に損害が生じるケースに該当する可能性があります。

Q11-2 「ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明した時は、この限りでない。」とあるが、この証明がなされたときの手続方法は規定しておく必要がある。ひな形の提示はあるか。

- 財務書類等の虚偽記載等を行った場合に注意を怠らなかったことの証明となりますが、その形式ではなく実態面から判断されることとなることから、方法についてひな形を提示することは考えていません。

#### 【役員 of 連帯責任（第44条の4）】

Q12-1 連帯責任とは、損害の全額を連帯して負わなければならないということなのか。

- 複数の役員が損害賠償責任を負う場合、各自が学校法人又は第三者に対してその損害の全額について賠償する責任を負うこととなります。役員相互の内部関係においては、任務懈怠の軽重等に応じて負担部分が決まり、学校法人又は第三者に対して損害の全額を賠償した者は、他の役員に対し、求償することができます。

Q12-2 損害賠償責任の免除の規程との関係は、どうなるのか。連帯責任の場合でも免除額に差があるものなのか。

- 複数の役員が損害賠償責任を負う場合の各役員の債務については、任務懈怠の軽重等に応じて負担分が決まるため、損害賠償責任の免除についてもこの負担分に応じて行われることとなります。
- 一部の役員 of 損害賠償責任が免除された場合 of 連帯債務 of 賠償義務については、不真正連帯債務となるものと考えていますが、個々の事案により裁判等を通じて判断されるものとなります。

#### 【事業に関する中期的な計画等（第45条の2）】

Q13-1 私立学校法の改正により、認証評価の結果を踏まえて中期計画の策定をすることが義務付けられた。この法律の施行期日は令和2年4月だが、本大学の認証評価は2023年に行われる予定である。令和2年時点では「認証評価の結果を踏まえる」ことができないのだが、大丈夫なのか。

- 2020年4月に作成する中期的な計画は、直近最新の認証評価の結果を踏まえて作成することとなりますので、2023年の認証評価ではなく、過去に受けた最新の認証評価の結果を踏まえて作成する必要があります。また、事業計画についても、過去に受けた最新の認証評価の結果を踏まえて作成する必要があります。

Q13-2 中期的な計画は来年の4月1日の時点で策定・公表しなければならないのか。

- 中期的な計画は改正私立学校法の施行日である令和2年4月1日の時点で作成している必要があります。施行日前に改正私立学校法に定める中期的な計画を作成している場合には、施行日時点で改めて作り直す必要はありません。なお、中期的な計画については、公表義務はありません。

Q13-3 中期的な計画の開示は求められているか。開示が望ましいとされる場合、計画期間中や終了時の検証結果についての開示も求められるか。



- 中期的な計画の開示・公表の義務はありません。

Q13-4 文部科学大臣所轄法人で大学のほか高校以下の学校も設置しているが、中期計画は高校以下についても考慮に入れて作成すべきか。幼稚園、中学及び高校の施設や財務等の記載も大学同様に収支状況に基づいて詳細に記載することになるのか。

- 法人全体としての事業に関する中期的な計画ですので、高校以下の学校も含めて作成する必要があります。現在作成されている単年度の事業計画は高校以下の学校も含んだ内容になっているかと思いますが、それと同様の考え方になります。
- ただし、認証評価の結果を踏まえて作成するのは大学の部分のみであること、今回文部科学大臣所轄法人にのみ作成義務を規定したこと等を踏まえれば、大学と高校以下の学校でその内容の具体性などに違いが出てくることはあって差し支えないものと考えられます。

Q13-5 中期的な計画の期間は原則5年とあるが、3年や7年でも問題ないか。

- 中期的な計画については、中長期的視点で経営の計画を立てる必要がある観点から、原則として5年以上の期間とすることを法律の施行通知の留意事項として示しています。
- このため、各法人の事情により5年未満の期間とすることで、直ちに私立学校法に定める中期的な計画としての要件を満たさなくなるものではありませんが、上述の趣旨を踏まえて期間を設定することが必要となります。

Q13-6 中期的な計画の計画期間中の修正は認められるか。修正が認められる場合、修正後の期間は「元の計画の終期まで」なのか「(5年とした場合)修正時から5年」なのか。

- 中期的な計画の計画期間中、事情変更が生じた等の理由により修正することは差し支えありません。修正後の期間についても、修正の程度等に応じ、各法人において判断される事柄と考えられます。

Q13-7 中期的な計画および次年度事業計画について、文部科学省から、策定が求められる内容を網羅したひな形や、再点検のためのチェックリスト等の参考資料を配付する予定はあるか。

- 文部科学省が中期的な計画や事業計画について網羅的なひな形やチェックリスト等を配布することは予定していません。
- 学校法人制度改善検討小委員会の報告においては、詳細な内容及び期間については、各学校法人の裁量に相当程度委ねることとし、「私立大学版ガバナンス・コード」に定めるべき内容を盛り込むことが期待されるとされています。

Q13-8 「認証評価の結果を踏まえて」とあるが、認証評価受審時の基準に沿って作成することになるのか。次期の認証評価受審を見据えて基準等を設定してよいのか。また、今後項目等の参考例を提示する予定はあるのか。

- 中期的な計画及び事業計画について認証評価の結果を踏まえて作成するに当たっては、直近の認証評価において指摘された改善事項等を踏まえることが必要となります。
- 中期的な計画については、教学、人事、財務、施設等に関する事項について、データやエビデンスに基づく計画として作成することを法律の施行通知で記載していますが、今後さらに詳細な項目等の参考例を示すことは予定していません。

Q13-9 中期的な計画の作成にあたっては、理事会による大学への不当な介入が生じないように、理事会が教職員の意見を十分かつ具体的に反映することが重要である旨の周知徹底を図るべきでないか。また、学校教育法上、大学が教育研究水準の向上に努める主体であることを踏まえ、学長以下教学組織が円滑な意思疎通と合意形成を図ることが重要であるにつき周知徹底を図るべきでないか。

- 中期的な計画の作成に当たっては、学内における教学面の意見も踏まえつつ、評議員会の意見を聴いた上で計画を作成することが重要です。また理事会を中心とする法人側と学長を中心とする大学側とが、相互の役割分担を理

解し、協力し合いながら学校運営を行っていくことが重要であり、これらの点については周知を図ります。

【寄附行為の備置き、閲覧及び公表（第 33 条の 2、第 63 条の 2）】

Q14-1 （質問なし）

【役員等名簿、財務書類等の備付け、閲覧及び公表（第 47 条、第 63 条の 2）】

Q15-1 財務書類の備え置きや閲覧は法人本部事務所だけでなく、各事務所ということは、大学、短大、高校など各学校の事務室でそれぞれ閲覧できるように備え置く必要があるか。

- 登記された主たる事務所及び従たる事務所がある場合は、従たる事務所への備置きが必要となりますが、大学、短大、高校などの学校の事務室はこれらの登記された法人の事務所とは異なるものと考えられますので、その場合には備置きの必要はありません。

Q15-2 第 47 条で規定する貸借対照表、収支計算書は、私立学校法施行規則第 4 条の 4 の規程に基づき、少なくとも大学法人、短大法人においては、学校法人会計基準に従って作成した決算書類の原本またはその写しを事務所に備えて置き、閲覧に供するものとすべきでないか。以下の通り「様式参考例」を改めるべきではないか。

○「様式参考例」という名称を改め、作成の際に基づくべき「様式」とすること  
○内容を学校法人会計基準の様式（第一～第十号様式）と同一のものにすること。それが不可能ならば、

- ・貸借対照表の注記を表示すること
- ・各書類の小科目を「…」として省略して表示していることは、大科目のみ記載すればよいということではなく、小科目も記載すべきものであることを明記すること
- ・各書類に付属する明細表、内訳表についても様式を示すこと

○財産目録についても、表示内容をより詳細に示すなど、積極的な公開を促すものとする

- 私立学校法第 47 条及び私立学校法施行規則第 4 条の 4 に基づき作成・閲覧に供する財務書類等については、多くの学校法人が学校法人会計基準に従い書類を作成している実態を踏まえ、様式参考例として学校法人会計基準の様式（小科目・注記を含む）を示しています。

Q15-3 文科省が平成 16 年 7 月 23 日付の私学部長通知で明記している「第 26 条第 3 項に規定する収益事業に係る財務書類についても、閲覧の対象となる」ことについて改めて周知すべきでないか。

- 御指摘の内容についてはこれまでと取扱いが変わるものではありません。これについては改めて周知することとしています。

Q15-4 「役員等名簿」については、「理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿」と定義しているが、氏名だけではどのような人物か不明なので、所属・肩書・経歴等を積極的に記載することを周知すべきではないか。住所はどこまで詳細に書くべきか。具体的に記載すべき内容如何。

- 役員等名簿については、法律上は役員等の氏名及び住所が記載事項となっています。それ以上の情報の記載については各法人の判断となります。

- 住所については、原則として住民票に記載されている住所を記載します。

Q15-6 役員等の名簿は、当該会計年度における最新版を備え置けばよいか。

- 作成の日から 5 年間の備置きが必要となります。最新版を含め、該当する役員等名簿を備え置くことが必要となります。

Q15-7 役員等名簿の備付け・閲覧については、インターネットで公表することをもって備付け及び閲覧に供していることができるか。

- 役員等名簿を含む財務書類等の備付け及び閲覧については、文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 17 年文部科学省令第 31 号）により、電磁的記録により行うことが可能となっています。

- このため、各事務所において請求があった場合に、電磁的記録による場合



を含め財務書類等を閲覧できる環境が用意されていればよいこととなります。

【役員に対する報酬等の支給の基準（第47条、第48条、第66条）】

Q16-1 既に役員報酬基準を作成している法人も評議員会の同意が必要か。

- 現在作成されている役員報酬基準が評議員会の意見を聴取の上作成されている場合には改めて聴取し直す必要はありません。
- 現在の基準の作成に当たって評議員会の意見聴取が行われていない場合には、施行日までに意見聴取を行う必要があります。
- 法律上は評議員会の「意見を聴く」ことが必要となりますので、各学校法人の寄附行為に基づき、評議員会において必要な手続を経て基準を作成してください。

Q16-2 役員に払われている日当は「報酬」に該当するか。

- 業務の対価として位置づけられているものは該当します。交通費等の実費相当額は該当しません。

Q16-3 役員と職員を兼ねている場合、職員として支払われる給与は役員報酬に含まれるのか。

- 職員として支払われる給与が職員給与規程に基づき支払われるなど、明確に分かれている場合には役員報酬には含まれません。ただし、役員報酬基準作成の趣旨に鑑み、役員が受け取る報酬額が不当に高額となることは適当ではありません。

Q16-4 役員報酬基準はいつまでに策定・公表すればいいのか。

- 役員報酬基準は、評議員会の意見を聴いた上で、改正私立学校法の施行日である令和2年4月1日時点で作成・公表する必要があります（公表は文部科学大臣所轄法人のみ）。

Q16-5 役員報酬基準の具体的な内容如何。抽象的な支給基準を策定して、不当に高額な報酬を得ることがないようにすべきではないか。

「執務状況に鑑み、理事会で決定する」という内容でよいか。報酬額の決定経緯のみの公表でよいか。金額の上限を定めるだけでよいか。

- 私立学校法施行規則第4条の5において、報酬基準に定める事項として「報酬等の金額の算定方法」を規定し、報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過程を経てその額が算定されたか説明できる内容とすることを求めています。
- その上で、役員報酬基準の参考例を作成し、これを参考にされたいことを周知することとしています。

Q16-6 評議員、顧問、参与等の役職については、報酬基準を定める必要があるか。今回の改正私立学校法で求められているのは役員の報酬基準のみか。

- 今回の法改正で求められているのは役員の報酬基準となります。
- なお、これらの者に対する報酬についても、報酬規程を定めた上で支払われるべきものであることはこれまでと同様です。

Q16-7 給与、退職金、旅費について、一般職員の基準を役員にも準用している。その場合は一般職員の基準を公表する必要があるか。

- 役員の報酬基準の実態が分かるような形で公表される必要がありますので、他の規定を準用している場合には、準用されている内容が分かる形で公表することが求められます。

Q16-8 役員に対する報酬等の支給の基準は、制定又は一部改正の日から5年間備え付けておけばよく、5年を超えた場合に備え付けていなかった場合は罰則の対象にならないか。

- 役員報酬基準の備置きは作成の日から5年間となります。5年を超えた場合であっても、その時点で適用されている役員報酬基準は備え置くことが適当です。

- なお、最新の役員報酬基準はインターネットでの公表が必要となります。

【情報の公表（第 63 条の 2）】

Q17-1 今回の改正が情報公開をさらに推進するためのものであること、各学校法人には積極的な情報公開が求められていることを周知すべきではないか。

- 御指摘の内容についてはこれまでも周知してきており、これからも周知する予定です。

Q17-2 公表すべき情報は、各大学等のHPにアクセス制限なくダウンロード・印刷できる形式で掲載しなければならないこととすべきではないか。

- 公表資料については、積極的な情報公開及び利用者の利便性向上の観点から、ダウンロード及び印刷が可能な形態でホームページ等に掲載することが望ましいことについて周知する予定です。

Q17-3 公表すべき書類の内容は、第 47 条で作成・備置・閲覧に供することが義務付けられる書類の写し、もしくは原本と同等の内容を公表しなければならないこととすべきではないか。

- 私立学校法第 47 条第 1 項及び第 2 項に基づき作成及び閲覧に供する書類と、同法 63 条の 2 及び私立学校法施行規則第 7 条に基づき公表する書類の内容は同一の内容であることについて周知する予定です。

Q17-4 公表の対象となる貸借対照表については注記ならびに各明細表が含まれること、収支計算書には資金収支計算書、活動区分資金収支計算書・各内訳表、事業活動収支計算書・内訳表が含まれることを確認すべきでないか。

- 参考様式例として、貸借対照表、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書及び事業活動収支計算書（注記含む）を示すとともに、附属書類についても、支障のない範囲で積極的な情報の公開に努めることとしています。

Q17-5 公表対象の書類から財産目録は除外すべきでないのではないか。

- 財産目録は、文部科学大臣所轄法人ではほぼ 100%の法人がホームページ等で公表しているという実態を踏まえ、公表対象の書類として規定したものです。

【清算人の選任（第 50 条の 4）】

Q18-1 （質問なし）

【その他】

Q19-1 理事と評議員の兼務の是非についての指針や、理事会の審議事項、各理事の担当業務については規程で定めたほうがよいか。

- 御指摘の点については各法人において明確にすべき事柄と考えられますが、それらを規程で定めるかどうかについては各法人の判断であると考えます。

Q19-2 今回の改正で第 38 条第 5 項について「(当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)」という文言が削除されているが、この改正の意図は何か。

- 改正私立学校法第 26 条の 2 で職員の定義規定を置き、「以下同じ」としたことから、第 38 条第 5 項からは定義規定を削除したものであり、技術的な修正となります。